

令和5年第3回

中津川市議会（定例会）議案

令和5年6月1日

## 令和5年第3回中津川市議会（定例会）議案目次

|       |  |
|-------|--|
| 報第 4号 | 繰越明許費繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4                                      |
| 報第 5号 | 繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8                                   |
| 報第 6号 | 繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10                                  |
| 議第44号 | 中津川市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・ 12                                       |
| 議第45号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 |
| 議第46号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 |
| 議第47号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 |
| 議第48号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 |
| 議第49号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 |
| 議第50号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 |
| 議第51号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 |
| 議第52号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 |
| 議第53号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 |
| 議第54号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 |
| 議第55号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 |

|       |   |    |
|-------|---|----|
| 議第56号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・ | 27 |
| 議第57号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・ | 28 |
| 議第58号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・ | 29 |
| 議第59号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・ | 30 |
| 議第60号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・ | 31 |
| 議第61号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・ | 32 |
| 議第62号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・ | 33 |
| 議第63号 | 中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・ | 34 |
| 議第64号 | 財産の取得について・・・・・・・・・・                     | 35 |
| 議第65号 | 財産の取得について・・・・・・・・・・                     | 36 |
| 議第66号 | 市道路線の変更について・・・・・・・・・・                   | 37 |
| 議第67号 | 字の区域の変更について・・・・・・・・・・                   | 39 |

報第4号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

令和4年度中津川市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

| 款      | 項          | 事業名            | 金額            | 翌年度繰越額        | 左の財源内訳      |             |               |             |             |
|--------|------------|----------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|
|        |            |                |               |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |               |             | 一般財源        |
|        |            |                |               |               |             | 国県支出金       | 地方債           | その他         |             |
| 円      | 円          | 円              | 円             | 円             | 円           | 円           | 円             | 円           |             |
| 02 総務費 | 01 総務管理費   | 行政機能移転事業       | 6,600,000     | 6,600,000     | 0           | 0           | 6,200,000     | 0           | 400,000     |
| 03 民生費 | 01 社会福祉費   | 高齢者福祉施設等運営事業   | 27,269,000    | 27,269,000    | 0           | 0           | 0             | 0           | 27,269,000  |
| 04 衛生費 | 01 保健衛生費   | 母子保健事業         | 297,000       | 297,000       | 0           | 0           | 0             | 0           | 297,000     |
| 04 衛生費 | 01 保健衛生費   | 感染症予防事業        | 41,799,000    | 41,799,000    | 0           | 41,799,000  | 0             | 0           | 0           |
| 04 衛生費 | 02 清掃費     | 汚泥処理センター総務事業   | 328,543,000   | 129,506,000   | 0           | 0           | 0             | 79,573,000  | 49,933,000  |
| 06 農林費 | 01 農業費     | 農地・担い手対策事業     | 15,000,000    | 15,000,000    | 0           | 0           | 0             | 0           | 15,000,000  |
| 06 農林費 | 01 農業費     | 農産物ブランド化推進事業   | 800,000       | 800,000       | 0           | 0           | 0             | 0           | 800,000     |
| 06 農林費 | 03 林業費     | 林道整備事業         | 4,960,000     | 4,960,000     | 0           | 1,694,000   | 0             | 0           | 3,266,000   |
| 07 商工費 | 01 商工費     | 中心市街地活性化推進事業   | 3,000,000     | 2,963,000     | 0           | 1,481,000   | 0             | 0           | 1,482,000   |
| 07 商工費 | 01 商工費     | 中心市街地活性化拠点整備事業 | 2,270,850,000 | 2,159,753,000 | 0           | 972,666,000 | 1,080,900,000 | 0           | 106,187,000 |
| 07 商工費 | 01 商工費     | 企業誘致推進事業       | 74,845,000    | 74,845,000    | 0           | 0           | 0             | 0           | 74,845,000  |
| 07 商工費 | 01 商工費     | にぎわいプラザ運営事業    | 2,598,000     | 0             | 0           | 0           | 0             | 0           | 0           |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 道路維持補修事業       | 108,500,000   | 108,000,000   | 0           | 0           | 0             | 100,000,000 | 8,000,000   |

| 款      | 項          | 事業名                  | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |             |             |            |
|--------|------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
|        |            |                      |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |             |             | 一般財源       |
|        |            |                      |             |             |             | 国県支出金       | 地方債         | その他         |            |
| 円      | 円          | 円                    | 円           | 円           | 円           | 円           | 円           | 円           |            |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 道路新設改良事業             | 152,307,000 | 137,553,000 | 0           | 35,912,000  | 44,300,000  | 0           | 57,341,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 濃飛横断自動車道関連道路整備事業     | 45,140,000  | 24,070,000  | 0           | 10,163,000  | 10,700,000  | 0           | 3,207,000  |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | (仮称)神坂スマートインターチェンジ事業 | 77,920,000  | 55,400,000  | 0           | 20,562,000  | 33,000,000  | 0           | 1,838,000  |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | リニア中央新幹線関連道路整備事業     | 589,200,000 | 460,481,000 | 0           | 187,760,000 | 219,600,000 | 3,500,000   | 49,621,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 橋りょう新設改良事業           | 85,050,000  | 85,050,000  | 0           | 40,058,000  | 35,200,000  | 0           | 9,792,000  |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 交通安全施設設置事業           | 120,810,000 | 111,360,000 | 0           | 44,538,000  | 35,500,000  | 0           | 31,322,000 |
| 08 土木費 | 03 河川費     | 急傾斜地崩壊防止事業           | 1,100,000   | 1,100,000   | 0           | 0           | 0           | 0           | 1,100,000  |
| 08 土木費 | 03 河川費     | 河川改修事業               | 20,000,000  | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 08 土木費 | 04 都市計画費   | 下水道事業会計(公共分)繰出金事業    | 32,900,000  | 32,900,000  | 0           | 0           | 32,900,000  | 0           | 0          |
| 08 土木費 | 04 都市計画費   | リニア駅周辺土地区画整理事業       | 233,469,000 | 233,469,000 | 0           | 65,007,000  | 0           | 131,963,000 | 36,499,000 |
| 09 消防費 | 01 消防費     | 庁舎消防車等維持管理事業         | 2,765,000   | 2,765,000   | 0           | 0           | 0           | 0           | 2,765,000  |
| 09 消防費 | 01 消防費     | 消防施設建設事業             | 11,200,000  | 11,200,000  | 0           | 2,743,000   | 5,400,000   | 0           | 3,057,000  |
| 09 消防費 | 01 消防費     | 防災情報システム事業           | 2,607,000   | 2,607,000   | 0           | 0           | 0           | 0           | 2,607,000  |

| 款  | 項     | 事業名            | 金額            | 翌年度繰越額        | 左の財源内訳      |               |               |             |             |
|----|-------|----------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
|    |       |                |               |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源       |               |             | 一般財源        |
|    |       |                |               |               |             | 国県支出金         | 地方債           | その他         |             |
| 円  | 円     | 円              | 円             | 円             | 円           | 円             | 円             | 円           |             |
| 09 | 消防費   | 総合防災対策事業       | 12,000,000    | 12,000,000    | 0           | 5,000,000     | 0             | 0           | 7,000,000   |
| 10 | 教育費   | 01 教育総務費       | 1,356,000     | 1,356,000     | 0           | 0             | 0             | 0           | 1,356,000   |
| 10 | 教育費   | 02 小学校費        | 1,991,000     | 1,991,000     | 0           | 0             | 0             | 0           | 1,991,000   |
| 10 | 教育費   | 02 小学校費        | 1,398,380,000 | 1,398,380,000 | 0           | 481,176,000   | 777,700,000   | 26,723,000  | 112,781,000 |
| 10 | 教育費   | 03 中学校費        | 2,519,000     | 2,519,000     | 0           | 0             | 0             | 0           | 2,519,000   |
| 10 | 教育費   | 04 高等学校費       | 4,073,000     | 4,073,000     | 0           | 0             | 0             | 0           | 4,073,000   |
| 10 | 教育費   | 06 社会教育費       | 22,000,000    | 22,000,000    | 0           | 0             | 20,900,000    | 0           | 1,100,000   |
| 10 | 教育費   | 06 社会教育費       | 1,808,000     | 1,460,000     | 1,460,000   | 0             | 0             | 0           | 0           |
| 10 | 教育費   | 07 保健体育費       | 1,925,000     | 1,925,000     | 0           | 0             | 0             | 0           | 1,925,000   |
| 11 | 災害復旧費 | 01 農林施設災害復旧費   | 39,000,000    | 26,190,000    | 0           | 16,700,000    | 800,000       | 0           | 8,690,000   |
| 11 | 災害復旧費 | 03 公共土木施設災害復旧費 | 70,695,000    | 54,000,000    | 0           | 0             | 18,500,000    | 0           | 35,500,000  |
| 計  |       |                | 5,815,276,000 | 5,255,641,000 | 1,460,000   | 1,927,259,000 | 2,321,600,000 | 341,759,000 | 663,563,000 |

報第5号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児



令和4年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款        | 項        | 事業名              | 予算計上額       | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳     |            |        |             |            |             | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明                 |                 |
|----------|----------|------------------|-------------|---------|-------------|------------|------------|--------|-------------|------------|-------------|-----|----------------------------|--------------------|-----------------|
|          |          |                  |             |         |             | 企業債        | 工事負担金      | 他会計負担金 | 工事受託金       | 繰越工事資金     | 過年度損益勘定留保資金 |     |                            |                    |                 |
| 04 資本的支出 | 01 建設改良費 | 上水道施設改良事業        | 円           | 円       | 円           | 円          | 円          | 円      | 円           | 円          | 円           | 円   | 円                          | 円                  | 道路工事等の繰越によるため。  |
|          |          | リニア中央新幹線関連受託事業   | 447,300,000 | 0       | 447,300,000 | 39,000,000 | 48,422,000 | 0      | 0           | 24,200,000 | 335,678,000 | 0   | 0                          | JRとの協定締結に時間を要したため。 |                 |
|          |          | リニア駅周辺区画整理事業     | 99,500,000  | 0       | 99,500,000  | 0          | 0          | 0      | 99,500,000  | 0          | 0           | 0   | 0                          | 0                  | 区画整理の事業が遅延したため。 |
|          |          | 検針用スマートデバイス等購入事業 | 51,600,000  | 0       | 51,600,000  | 0          | 0          | 0      | 51,600,000  | 0          | 0           | 0   | 0                          | 0                  | 資材の入手困難のため。     |
|          | 計        |                  | 4,481,000   | 0       | 4,481,000   | 0          | 0          | 0      | 0           | 4,481,000  | 0           | 0   |                            |                    |                 |
|          |          |                  | 602,881,000 | 0       | 602,881,000 | 39,000,000 | 48,422,000 | 0      | 151,100,000 | 24,200,000 | 340,159,000 | 0   | 0                          |                    |                 |

報第6号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

令和4年度中津川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款                | 項          | 事業名                  | 予算計上額       | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳     |            |           |            |            |            | 不用額        | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額 | 説明                                    |   |                                 |
|------------------|------------|----------------------|-------------|---------|-------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|----------------------------|---------------------------------------|---|---------------------------------|
|                  |            |                      |             |         |             | 補助金        | 企業債        | 工事負担金     | 他会計負担金     | 工事受託金      | 繰越工事資金     |            |                            |                                       | 過年度損益勘定留保資金                             |                                 |
| 04 資本的支出         | 01 建設改良費   | 下水道整備事業費<br>(中津川処理区) | 円           | 円       | 円           | 円          | 円          | 円         | 円          | 円          | 円          | 円          | 円                          | 円                                     | 同調工事の遅れ、未普及地域の用地寄付により整備計画を変更することとなったため。 |                                 |
|                  |            |                      | 21,500,000  | 0       | 21,500,000  | 0          | 17,700,000 | 2,000,000 | 0          | 0          | 0          | 1,800,000  | 0                          | 0                                     |   |                                 |
|                  |            | 下水道整備事業費<br>(坂本処理区)  |             |         |             |            |            |           |            |            |            |            |                            |                                       |   | 通行規制期間等関係機関、地元との調整に日数を要したため。    |
|                  |            |                      | 131,451,000 | 0       | 131,451,000 | 33,455,000 | 29,000,000 | 0         | 23,000,000 | 0          | 34,125,000 | 11,871,000 | 0                          | 0                                     |   |                                 |
|                  |            | 下水道施設長寿命化対策事業費       |             |         |             |            |            |           |            |            |            |            |                            |                                       |   | 要改築箇所の判明により調査・計画変更の検討に日数を要したため。 |
|                  |            |                      | 49,000,000  | 0       | 49,000,000  | 5,596,000  | 10,100,000 | 0         | 9,900,000  | 0          | 15,836,500 | 7,567,500  | 0                          | 0                                     |   |                                 |
|                  |            | 公共処理場改良事業費           |             |         |             |            |            |           |            |            |            |            |                            |                                       |   | 故障した処理場酸素発生装置用除湿機の資材入難のため。      |
|                  |            |                      | 2,640,000   | 0       | 2,640,000   | 0          | 2,500,000  | 0         | 0          | 0          | 0          | 140,000    | 0                          | 0                                     |   |                                 |
| 特環処理場改良事業費       |            |                      |             |         |             |            |            |           |            |            |            |            |                            | 故障した処理場ポンプの資材入難のため。                   |   |                                 |
|                  | 605,000    | 0                    | 605,000     | 0       | 500,000     | 0          | 0          | 0         | 0          | 105,000    | 0          | 0          |                            |                                       |   |                                 |
| 農集施設長寿命化対策事業費    |            |                      |             |         |             |            |            |           |            |            |            |            |                            | より効果の高い工法を検討したことにより、計画変更により日数を要したため。  |   |                                 |
|                  | 25,000,000 | 0                    | 25,000,000  | 0       | 0           | 0          | 0          | 0         | 0          | 25,000,000 | 0          | 0          |                            |                                       |   |                                 |
| 農集マンホールポンプ改良事業費  |            |                      |             |         |             |            |            |           |            |            |            |            |                            | マンホールポンプの制御盤(特注品)の資材入手難によるもの。         |   |                                 |
|                  | 6,930,000  | 0                    | 6,930,000   | 0       | 6,500,000   | 0          | 0          | 0         | 0          | 430,000    | 0          | 0          |                            |                                       |   |                                 |
| 検針用スマートデバイス等購入事業 |            |                      |             |         |             |            |            |           |            |            |            |            |                            | 機器の入手が困難であり、納期の遅れが見込まれることから、早期着手するため。 |   |                                 |
|                  | 2,931,000  | 0                    | 2,931,000   | 0       | 0           | 0          | 0          | 0         | 0          | 2,931,000  | 0          | 0          |                            |                                       |   |                                 |
| 計                |            |                      | 240,057,000 | 0       | 240,057,000 | 39,051,000 | 66,300,000 | 2,000,000 | 32,900,000 | 0          | 49,961,500 | 49,844,500 | 0                          | 0                                     |   |                                 |

議第44号

中津川火災予防条例の一部改正について

中津川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市火災予防条例の一部を改正する条例

中津川市火災予防条例（昭和37年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

（17） 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として

保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「日本産業規格」の次に「(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

#### 別表第7 削除

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の中津川市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4

項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第45号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名   |
|--------|-------|
| 中津川市駒場 | 瀬瀬 文雄 |



議第46号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名   |
|--------|-------|
| 中津川市駒場 | 後藤 展子 |

議第47号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所     | 氏 名   |
|---------|-------|
| 中津川市中津川 | 安江 繁利 |

議第48号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名    |
|--------|--------|
| 中津川市苗木 | 青山 加賀夫 |

議第49号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所     | 氏 名   |
|---------|-------|
| 中津川市茄子川 | 梅本 一郎 |

議第50号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所     | 氏 名   |
|---------|-------|
| 中津川市千旦林 | 土屋 厚子 |

議第51号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所     | 氏 名   |
|---------|-------|
| 中津川市千旦林 | 山田 正義 |

議第52号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名 |
|--------|-----|
| 中津川市神坂 | 原文男 |

議第53号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名   |
|--------|-------|
| 中津川市阿木 | 鷹見 謙一 |



議第54号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名   |
|--------|-------|
| 中津川市坂下 | 荒井 博之 |

議第55号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名  |
|--------|------|
| 中津川市川上 | 原 弘克 |

議第56号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名    |
|--------|--------|
| 中津川市坂下 | 氷室 富久美 |

議第57号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所     | 氏 名   |
|---------|-------|
| 中津川市加子母 | 今井 睦美 |

議第58号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所     | 氏 名   |
|---------|-------|
| 中津川市加子母 | 安江 政和 |

議第59号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所     | 氏 名  |
|---------|------|
| 中津川市付知町 | 原 弘道 |

議第60号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名   |
|--------|-------|
| 中津川市田瀬 | 志津 伸子 |

議第61号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名   |
|--------|-------|
| 中津川市田瀬 | 花田 増美 |



議第62号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名    |
|--------|--------|
| 中津川市高山 | 渡邊 修一郎 |

議第63号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 住 所    | 氏 名   |
|--------|-------|
| 中津川市蛭川 | 西尾 欣直 |

議第64号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山 節 児

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 財産の種別及び数量 | 水槽付消防ポンプ自動車 1台                           |
| 2 取得金額      | 59,400,000円                              |
| 3 取得の相手方    | 岐阜市金園町3丁目25番地<br>株式会社ウスイ消防<br>代表取締役 臼井 潔 |

議第65号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 財産の種別及び数量 | 消防ポンプ自動車 2台                              |
| 2 取得金額      | 46,200,000円                              |
| 3 取得の相手方    | 岐阜市金園町3丁目25番地<br>株式会社ウスイ消防<br>代表取締役 臼井 潔 |

議第66号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

| 路線番号 | 路線名     | 前後<br>の別 | 起                   | 点 |
|------|---------|----------|---------------------|---|
|      |         |          | 終                   | 点 |
| 3172 | 坂本172号線 | 前        | 中津川市茄子川字坂本1534番47地先 |   |
|      |         |          | 中津川市茄子川字坂本1534番66地先 |   |
|      |         | 後        | 中津川市茄子川字坂本1534番47地先 |   |
|      |         |          | 中津川市茄子川字坂本1534番28地先 |   |

位置図

縮尺 1/2,000

(資料)



| 路線番号    | 路線名         | 道路延長 (m) |           | 道路幅員 (m)          | 凡 例   |
|---------|-------------|----------|-----------|-------------------|---|
| 3 1 7 2 | 坂本 1 7 2 号線 | 変更前      | 8 6 . 4 0 | 5 . 0 0 ~ 7 . 7 0 |  |
|         |             | 変更後      | 3 6 . 5 0 | 5 . 0 0 ~ 8 . 1 0 |  |

議第67号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年6月1日提出

中津川市長 青山節児

大字阿木字ヒヤケに編入する区域

| 大字 | 字   | 地番     |
|----|-----|--------|
| 阿木 | 柳ヶ洞 | 1930番6 |

大字阿木字赤坂に編入する区域

| 大字 | 字    | 地番   |
|----|------|--|
| 阿木 | 丁子ヶ平 | 1202番、1203番、1204番の一部、1205番10、1205番23、1205番24 |

大字阿木字池ノ田に編入する区域

| 大字 | 字  | 地番   |
|----|----|--|
| 阿木 | 針田 | 977番1の一部、977番2、977番3の一部、977番4の一部、991番1の一部、991番2の一部 |
|    | 深田 | 992番1、993番、995番、1037番、1038番に隣接する道路、水路である市有地の全部     |

大字阿木字深田に編入する区域

| 大字 | 字  | 地番  |
|----|----|---|
| 阿木 | 流  | 932番の一部、936番の一部、937番の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の全部 |
|    | 針田 | 991番1の一部及びこの区域に隣接介在する水路である市有地の全部                  |

大字阿木字流に編入する区域

| 大字 | 字  | 地番  |
|----|----|---|
| 阿木 | 山下 | 860番4の一部、861番2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部     |
|    | 針田 | 985番の一部、986番1の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部 |

大字阿木字針田に編入する区域

| 大字 | 字 | 地番  |
|----|---|---|
| 阿木 | 流 | 943番3の一部、948番の一部、949番・950番合併1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに阿木字流943番1、944番、949番・950番合併1の一部、951番、952番1、952番2、953番、955番1、955番3に隣接する道路である市有地の全部 |

大字阿木字野内に編入する区域

| 大字 | 字   | 地番   |
|----|-----|--|
| 阿木 | 上細田 | 1264番2及び阿木字野内907番1の一部、908番に隣接する阿木字山下の道路である市有地の全部 |



大字阿木字山下に編入する区域

| 大字 | 字   | 地番  |
|----|-----|---|
| 阿木 | 西ヶ洞 | 850番3、850番4、850番6、850番7、<br>851番1の一部、851番2、851番3及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部            |
|    | 野内  | 907番1の一部、907番3、910番及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに阿木字野内905番、906番2、907番2に隣接する道路である市有地の全部 |

大字阿木字西ヶ洞に編入する区域

| 大字 | 字   | 地番   |
|----|-----|--|
| 阿木 | 一丁田 | 793番2、793番3、793番7、794番4  |
|    | 上細田 | 1285番1の一部、1289番5、1292番1、<br>1295番、1296番1、1296番2、1297番、<br>1298番、1299番1 |

大字阿木字小皿田に編入する区域

| 大字 | 字  | 地番   |
|----|----|--|
| 阿木 | 寺島 | 700番17、707番3、707番5の一部、707番9、<br>708番2の一部、708番3、708番4及びこれらの区域に<br>介在する道路である市有地の全部       |
|    | 浮沼 | 719番1の一部、719番2、719番3の一部、<br>719番4、720番の一部、721番1の一部、728番の一<br>部及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部 |

大字阿木字浮沼に編入する区域

| 大字 | 字  | 地番   |
|----|----|--|
| 阿木 | 寺島 | 707番5の一部、708番1の一部、708番2の一部、<br>714番3、715番2、8177番の一部及び阿木字浮沼<br>728番の一部に隣接する阿木字小皿田の道路である市有地の全<br>部 |